

入園対象者詳細について ※令和8年(2026年)4月改定

NO.	対象者	入園料	必要書類
1	一般及び高等学校生徒(普通使用)	1,000	
2	一般及び高等学校生徒(有料入園者20名以上)	800	団体使用許可申請書
3	中学校生徒及び小学校児童(普通使用)	500	
4	中学校生徒及び小学校児童(有料入園者20名以上)	400	団体使用許可申請書
5	幼児(未就学児)	無料	
6	障がい者・介護者(障がい者1名につき1名)	免除 ・身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳 ・療育手帳	普通使用:手帳提示 施設等のグループで来園する場合の有料入園者が20人未満:減免申請書と手帳提示 施設等のグループで来園する場合の有料入園者が20人以上:団体使用許可申請書と手帳提示
7	保育園、幼稚園、認定こども園及び児童施設等が行事の一環として利用する場合における事前視察者および当日の引率者(園児の父母その他保護者は含まず)	視察:当日利用するもの3名迄無料 当日:普通使用料金	来園者名簿記入 有料入園者20人未満:書類なし 有料入園者20人以上:団体使用許可申請書
8	児童厚生施設(厚生労働省所管の児童福祉法の児童福祉施設のひとつ、児童館等)が行事の一環として利用する場合における事前視察者	視察:当日利用するもの3名迄無料 当日:普通使用料金	来園者名簿記入 有料入園者20人未満:書類なし 有料入園者20人以上:団体使用許可申請書
9	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(特別支援学級)等の授業の一環として利用する場合における事前視察者および当日の引率者	視察:当日利用するもの3名迄無料 当日:普通使用料金	来園者名簿記入 有料入園者20人未満:書類なし 有料入園者20人以上:団体使用許可申請書
10	厚生労働省「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ、学童保育、学童クラブ等)又は文部科学省「放課後子ども教室推進事業」(放課後子ども教室等)にて実施される事業で利用する場合の事前視察者	視察:当日利用するもの3名迄無料 当日:普通使用料金	来園者名簿記入 有料入園者20人未満:書類なし 有料入園者20人以上:団体使用許可申請書
11	障がい者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものが使用するときの事前視察者および当日の引率者	視察:当日利用するもの3名迄無料 当日:6に準ずる	来園者名簿記入 有料入園者20人未満:6に準ずる 有料入園者20人以上:6に準ずる
12	市の行政視察、市が主催等をする会議に出席又は参加するもので市長が必要と認めたもの	別途	視察受入事業となるため、代表電話(019-654-8266)までご連絡ください。
13	動物公園のPRに貢献した者、管理運営に貢献のあった者(報道機関)	免除	来園者名簿記入
14	他の動物園等関係者の視察等	免除	来園者名簿記入
15	老人介護施設の職員	視察:当日利用するもの3名迄無料 当日:普通使用料金	来園者名簿記入 有料入園者20人未満:書類なし 有料入園者20人以上:団体使用許可申請書
16	病院の職員	視察:当日利用するもの3名迄無料 当日:普通使用料金	来園者名簿記入 有料入園者20人未満:書類なし 有料入園者20人以上:団体使用許可申請書
17	その他事前視察者	視察:当日利用するもの3名迄無料	来園者名簿記入